

京丹後市入札監視委員会(平成 22 年度第 1 回) 議事概要

開催日時	平成 22 年 7 月 30 日(金) 午後 3 時～午後 6 時 40 分	
開催場所	ルビノ京都堀川 2 階 嵯峨の間 (京都市上京区東堀川通下長者町下ル)	
出席委員氏名(職業)	委員長 角田 暁治(大学院 准教授) 委員 田辺 保雄(弁護士) 委員 村尾 愼哉(公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ(糸井財務部長) 2 報告 (1) 「平成 22 年度 京丹後市入札制度改革」について (2) 「最低制限価格の運用」について 3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 田辺委員を選出(五十音順で持ち回り) 5 閉会あいさつ(糸井財務部長)	
審議対象期間	平成 21 年 10 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争入札	1 件	対象件数 143 件
公募型指名競争入札	-	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、適正な設計・積算に基づく工事発注のため、工事専門 部署以外の部署が設計業務を外部委託した際に、委託先からの成 果物の確認体制について検討されたい。	

別紙

「2 報告 (1) 「平成 22 年度 京丹後市入札制度改革」について」関係

意見・質問	回答等
<p>等級区分点（格付基準）について（1）</p> <p>今回の格付基準の等級区分点の変更は、何らかの指標等に基づき決めたのか。それとも現在の分布を見ながら、京丹後市独自で決めたのか。</p>	<p>全体的に経営事項審査の総合評定値（P）が減少する中で、入札参加資格者のそれぞれの工種、等級における総合評定値（P）の下げ幅の平均値をとり、格付基準における等級区分点の要件について、概ねその平均値程度を緩和しております。</p>
<p>等級区分点（格付基準）について（2）</p> <p>等級別の業者数について、ある程度考慮した上で、等級区分点の変更をしたという考え方で良いか。</p>	<p>だいたい経営事項審査の総合評定値（P）の下げ幅の平均が今回の格付基準における等級区分点要件の緩和値となっておりますが、以前から本委員会では指摘を受けておりました業者数の少ない工種・ランクについては、業者数のバランスが確保できるように配慮した部分もあります。</p>
<p>技術者要件（格付基準）について</p> <p>技術者数の要件が緩和されているが、技術者数を要求しないということは、市としては、経営事項審査の総合評定値（P）の点数を重視しているという考え方なのか。</p>	<p>水道施設工事においては、建設業法上は水道施設工事に係る技術者が必要となりますが、市の格付ではそれ以外に管工事に係る技術者を求めていたため、今回の改正では、（技術者は本来建設業法上必要となる技術者だけで良いという考えから）管工事の技術者は不要としました。</p> <p>また、電気と管工事の A 等級については、業者数を一定数確保したいという思いから、改正前は 1 級の技術者が 2 名必要だったのを、改正後は 1 名に緩和しております。</p>

「2 報告 「最低制限価格の運用」について」関係

意見・質問	回答等
<p>粗雑工事について（1）</p> <p>（落札率が低くなると粗雑工事が発生する可能性が高くなるため、最低制限価格が必要との説明であったが）粗雑工事と低入札工事との関連性についての統計はあるのか。</p> <p>低入札工事でなくても粗雑</p>	<p>本市においては低入札工事と粗雑工事についてのデータ収集等を行っておりませんが、国土交通省が示す資料等では、低入札工事ほど粗雑工事が発生する確率が高くなると言われています。</p>

工事はあると思われるが。	
粗雑工事について(2) 粗雑工事と低入札工事との関連性についての統計等の資料があれば、示していただきたい。	後日、資料を提出させていただきます。
粗雑工事について(3) 今回の説明で使用している資料は、全て最低制限価格を設けたほうが良いという内容のものばかりなので、逆に最低制限価格制度の問題点を指摘している資料等があれば示していただきたい。	後日、資料を提出させていただきます。

「3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 21 年度 京丹後市内交通安全施設維持修繕工事 … 通常指名競争

意見・質問	回 答 等
入札価格について(1) 本入札における最高入札価格と落札価格が、倍程度違うが、入札価格が大きく違うことに対して、どんな分析をしているのか。	詳細は分かりませんが、入札価格の違いは、企業努力によるものと考えております。
落札価格について 過去の同種工事と比較しても、今回の工事は非常に安い落札価格となっているのか。	非常に安い落札価格となっています。 今年の 6 月に発注した同種の工事においても、落札率が 4 割を切っている状況で、工事の施工管理は十分行われておりますが、あまりに落札率が低いので、不安感があるのも事実です。
単価について 本工事においては、樹脂(塗料)が大きなウェイトを占めているが、樹脂等の原材料等の実勢価格が変動した場合、市の設計において当該変動がきちんと反映されているのか。	原材料等の設計単価は、市場価格に基づいて積算しております。 従いまして、積算時における市場価格に大きな変動があれば、当該変動は積算時に反映されることとなります。
樹脂(塗料)について 工事に使用されている樹脂	樹脂(塗料)等は指定しております。

<p>(塗料)等については、指定されているのか。</p> <p>また、指定のものが使われていることは確認できているのか。</p>	<p>また、指定したものが使用されていることも確認できております。</p>
<p>入札価格について(2)</p> <p>応札金額を見るとほとんどの業者が、市の予定価格より7百万円程度低い1千万円前後で応札している。</p> <p>どのような要因で、これだけ下がったと考えているのか。</p>	<p>専門業者ということもあり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事で使用する機械の使い回しが可能であった。</li> <li>・ 材料を大量に購入されていた。</li> </ul> <p>等の要因が考えられます。</p>
<p>入札価格について(3)</p> <p>専門業者については、一般的に工事で使用する機械を所持し、材料も購入されているものと思われる。</p> <p>今回のような工事であれば、市の予定価格より7百万円程度低い1千万円前後が通常の価格と考えたら良いのか。</p>	<p>本工事だけでなく、今年の6月に発注した同種工事についても、さらに落札率が低いという結果になっていることもあり、どの価格が適正な価格かというのは、正直分からないというのが実態です。</p> <p>本工事のような工事は、もともと発注件数が少ないことから、十分な分析ができておらず、今後の入札結果等について、もう少し様子を見たいと考えております。</p>

## 2 旧久美浜町清掃センターごみ焼却施設解体撤去工事・・・一般競争

意見・質問	回答等
<p>落札率について</p> <p>同種工事(旧大宮町清掃センターごみ焼却施設解体撤去工事)の落札率が本工事より低くなっていることについて、どのように認識しているか。</p>	<p>「旧久美浜町清掃センターごみ焼却施設解体撤去工事(以下『旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事』という。)」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の一部撤去であった。</li> <li>・ 工期が年度末までと短かった。</li> <li>・ 工事現場に併設する最終処分場がごみを受け入れていたため、通常のごみの受け入れをしながら、撤去作業を行う必要があった。</li> <li>・ (工期を年度末までとしていたため)冬期間の工事であったことに加え、撤去対象施設が峠の頂上にあっただことから、撤去対象施設までの道路が凍結しやすく、施工が難しかった。</li> </ul> <p>ということがありました。</p> <p>これに対し、「旧大宮町清掃センターごみ焼却施設解体撤去</p>

	<p>工事（以下『旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事』という。）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の全撤去であった。</li> <li>・ 工期の繰越しが可能で、工期が長かった。</li> <li>・ ごみの受け入れを行っていなかったため、ごみの受け入れを考慮することなく、撤去作業を行うことができた。</li> </ul> <p>といった施工条件の違いがあり、落札率の差はこの施工条件の違いにより生じているものと考えております。</p>
<p>入札参加者等について 旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事と旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事の入札参加者は、同じメンバーだったのか。 また、落札業者はどうだったのか。</p>	<p>両工事とも大体同じような入札参加者となっております。 また、旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事と旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事の落札業者はそれぞれ違う業者です。</p>
<p>入札参加資格要件について 旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事と旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事の入札参加資格の要件は同じだったのか。</p>	<p>共同企業体の代表者の要件として求めていた施工実績要件において、旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事では「1炉当たりの処理量が1日当たり <u>20トン</u>以上の一般廃棄物焼却施設の解体工事」を求めていたのに対し、旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事では「1炉当たりの処理量が1日当たり <u>10トン</u>以上の一般廃棄物焼却施設の解体工事」であったという違いはありましたが、他の条件は全て同条件でした。 なお、この20トンと10トンの違いはそれほど大きな問題では無く、実質的には、ほぼ同条件であったと考えております。</p>
<p>入札参加業者数について (1) 工事規模の違いはあるものの、同時期に同じような工事の一般競争入札を行っているにもかかわらず、入札参加者の数が違う（旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事の入札参加者が3JVに対して、旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事は5JV）のは、旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事のほうが魅力があったということになるのか。</p>	<p>入札参加者数の差は、（旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事に比べ）旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事の方が、施工条件が良かったことによるものと思われます。 なお、両工事ともに入札参加者数が少ないのは、解体撤去対象が焼却施設であったため、ダイオキシンの除去という専門的な内容が含まれていたため、施工可能な業者が限定されたためと考えております。</p>
<p>入札参加業者数について</p>	

<p>(2)</p> <p>イメージとしては、旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事は、入札参加者数が多かったから最低制限価格未満による失格者が出て、逆に旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事は、入札参加者数が少なかったため落札率が高くなったのではないかという印象もあるが、このような分析ではないのか。</p>	<p>入札参加者数の差は、施工条件の差によるものと思われま す。</p> <p>旧久美浜町ごみ焼却施設撤去工事は、第1及び第3日曜日、祝祭日並びに年末年始以外は、工事現場に併設する最終処分場でごみの受け入れを行っており、解体撤去の対象施設の手前にごみ搬入車両の受け入れの際の搬入車両の計量機があり、その関係で工事車両が自由に行き来が出来なかったのに対し、旧大宮町ごみ焼却施設撤去工事ではそういったことが一切無く、この部分でのデメリットがかなり大きかったものと考えております。</p>
--	---

### 3 島津地区管渠布設工事その1 …通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>違算について(1)</p> <p>積算過大が約320万円だったという説明であったが、やり直し前とやり直し後の入札の予定価格の差が約140万円となっており、320万円の差とならないが。</p>	<p>開札後に発覚した設計書の違算において、約320万円の過大積算であったことが判明しました。(本来は、マイナス約320万円となる。)</p> <p>その後、再度設計書を精査したところ、道路にマンホール等を掘る際に使用するケーシングについての深さが不足していることが判明したため、ケーシング長の追加を行ったことにより、設計金額がプラス約190万円となっております。</p> <p>その結果、過大積算の分とケーシング長の追加分の差し引きの結果、全体で当初と比較して約140万円の減となっております。</p>
<p>違算について(2)</p> <p>違算が発覚した経緯は。</p>	<p>開札の結果、最低制限価格未満による失格者が多かったため、積算誤りがないかのチェックを行ったところ違算が発覚し、当該入札における落札決定の取消しを行いました。</p> <p>その後、設計書の見直しを行い、再度指名競争入札を行っております。</p>
<p>失格者について</p> <p>設計書を見直した後の入札においても、約半分の業者が最低制限価格未満により失格となっている。</p> <p>入札参加者は、ある程度正確に最低制限価格が分かっている</p>	<p>違算のなかった他の入札においても、同様に失格者が多いという状況ですので、十分あり得る事態と考えております。</p> <p>設計書の見直し後の入札については、念には念を入れる形で設計書の再チェックを行っておりますので、再度設計書に誤りがあったとは考えにくいものと思われま</p>

<p>と思われるが、設計書の見直し後の入札においても、こんなに多くの業者が最低制限価格未満で失格になるということはある得る事態なのか。</p>	
<p>入札の無効について 設計書に誤りがあった場合において、入札を無効にする場合と無効にしない場合があると思われるが、その判断はどのように行うのか。</p>	<p>落札決定後、契約締結までに違算等が判明し、落札者が変わる場合は、落札決定の取消しを行い、入札のやり直しを行うこととなります。 契約締結後に違算等が発覚した場合は、当該業者との契約を続行することとなります。</p>
<p>指名業者について 設計書の見直し前の入札については一般競争入札の方法で執行し、設計書の見直し後の入札は指名競争入札で執行しているが、やり直し後の指名競争入札における業者はどのような理由で選定したのか。</p>	<p>本案件については、最初に一般競争入札を行いました。入札執行後に設計書の違算が発覚したため、当該入札における落札決定の取消しを行い、その後、設計書の見直しを行った上で、再度指名競争入札を行っております。 設計書の見直し前の一般競争入札において、入札辞退等が2社ありましたので、設計書の見直し後の指名競争入札においては、当該2社を除く入札参加者全てを指名して、入札を行っております。</p>
<p>最低制限価格について 今回の案件と同時期に他にも同種工事が発注されており、これらの落札率を比較すると、低いもので80.1%、高いもので81.5%と約1%の差がある。 この差は、予定価格に対する最低制限価格の割合（最低制限価格 / 予定価格）により生じていると思われるが、この予定価格に対する最低制限価格の割合の差は、どのような考え方により生じているのか。</p>	<p>最低制限価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に基づき算出されますが、工事毎にこの直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の金額と構成比率が違ってきます。 そのため、最低制限価格についてもそれぞれの工事毎に違ってくるところから、同種工事であっても予定価格に対する最低制限価格の割合に差が生じているものと思われます。 また、工事規模によって、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を算出する際の経費率が異なることも影響しているものと思われます。</p>

#### 4 平成21年度 小学校用デッキライミング型複合遊具新設工事・・・通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>落札率について 本案件については、最低制限</p>	<p>本工事は遊具を設置する工事となりますが、発注の際の仕様</p>

<p>価格が設定されていないにもかかわらず、落札率が非常に高いという結果になっているが、この要因についてはどのように考えているのか。</p>	<p>書において、2つ以上の遊具が組み合わせさったいわゆる複合遊具について、組み合わせと形状等を指定しております。</p> <p>仕様書には、遊具について同等品も認める旨を記載しておりますが、複合遊具については、遊具メーカー毎に組み合わせが異なるため同等品があまりないことから、入札参加者側で同等品が見つからず、遊具が仕様書で指定した1製品に特定されてしまい、その結果、遊具の仕入れ段階であまり競争性が働かず、(本工事は遊具代が工事価格の多くを占めることから)落札率が高くなってしまったものと思われます。</p>
<p>設計書について</p> <p>本案件においては、予定価格以下の応札は落札業者1社しかないという状況であるが、市が示した設計書の中で、市の考え方と入札参加者の考え方に食い違いがあったということはないのか。</p>	<p>予定価格以下の応札が1社しかいなかったのは、市の設計内容が厳しかったためによるものと考えております。</p>
<p>契約方法について(1)</p> <p>複合遊具については、今回指定したメーカー以外にもあると思われる。</p> <p>どうしてもこの遊具でなければならないという工事であればやむを得ないが、同等品が認められるのであれば、遊具を提案させるというような入札方法は考えられなかったのか。</p> <p>提案内容により業者を決めるというような制度等はないのか。</p>	<p>提案内容により業者を決める契約方式はいろいろ考えられますが、果たして今回のようなそこまで大規模でない工事に、事務手続きが複雑となるそういった契約方式を採用するのが等という問題はあります。</p>
<p>契約方法について(2)</p> <p>提案内容により業者を決める契約方式は、事務負担が大きいということか。</p>	<p>提案内容の受付に係る申請期間から審査、また審査のための基準の作成等、事務的にかなり煩雑になると思われます。</p>
<p>製品指定について</p> <p>発注する際の仕様書において、設置する既製品の遊具を指定しているという形なのか。</p>	<p>今回仕様書で求めたのは、滑り台と登り棒が一体化になった複合遊具ですが、既製品の中からは同等品が見つからなかったものと思われます。</p>



	<p>遊具メーカーとしては、同等品の製作には応じてくれるようですが、そうなるとオーダーメイドになってしまい、どうしても値段が高くなってしまいうため、結局、入札参加者は既製品である仕様書指定の遊具を選定せざるを得なかったものと思われる。</p>
<p>契約方法について(3)</p> <p>提案内容により業者を決める契約方式については、事務的にかなり煩雑な制度になるとの説明であったが、もっと簡易な方法、例えば随意契約の方法等によりできないのか。</p>	<p>いろいろな方法があると思われますが、やはり今回のような案件に、そこまでを求めるかどうかという問題があります。</p> <p>ご意見をいただいた内容は、今後の検討課題と考えます。</p>
<p>積算について(1)</p> <p>積算の際に、遊具等のメーカー品について指定する場合、カタログ等の定価で積算を行っているのか。</p> <p>それとも、市場価格を調査して、実勢価格で積算しているのか。</p>	<p>実勢価格により積算を行っております。</p> <p>本案件については、市場価格の調査のために遊具の納入業者から見積書を徴取し、当該見積金額の査定を行い、設計単価を定めております。</p> <p>この査定が厳しかったため、結果的に設計が厳しくなったものと思われます。</p>
<p>遊具の設置箇所について</p> <p>遊具を全部で12個設置しているが、設置範囲は比較的近い箇所となるのか。</p>	<p>今回の工事を発注するにあたり、前段階として専門業者による危険遊具の診断を行っております。</p> <p>その際に多くの危険・使用禁止の遊具が出たため、当該遊具の撤去を行った結果、撤去を行った小学校の遊具が不足したため、遊具不足を補うために、新たに遊具の設置を行いました。</p> <p>限られた予算の中で効率的に遊具を確保するためには、滑り台と登り棒を単体で設置するよりも、複合遊具として設置したほうが割安になると考え、複合遊具という形で発注を行っております。</p> <p>従いまして、複合遊具の設置を行ったのは、遊具が足りなくなった小学校のため、設置範囲としては、バラバラの箇所(広範囲)となります。</p>
<p>積算について(2)</p> <p>積算が厳しかったという説明であったが、入札参加者は、市がどのくらいの査定を行っ</p>	<p>設計書等ではいくらで査定を行っているかが示されていないことから、分からないものと思われます。</p>

<p>て単価を決めているかということ は分かるのか。</p>	
<p>積算について(3) 市の都合による査定のさじ加減により、積算単価がコントロールできるのであれば、市の都合で設計金額が変わることになり、当初の報告で説明があった低入札によるダンピング防止という趣旨と矛盾していると思われるがどのように考えているのか。</p>	<p>委員ご指摘のとおりで、必要な予算を確保した上で、適正な設計による発注が原則と考えており、今回の件は反省すべき内容と考えております。</p>

5 平成 21 年度 丹後松島便所改修工事・・・通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>不落の原因について 本案件については、予定価格以下の応札者がいなかったため、入札が不落となり、その結果、不落随意契約の方法により契約を締結しているが、予定価格と実際の応札額との差や落札者がいなかったのはどのような要因によるものか。</p>	<p>他の同種工事の材料単価等と比較したところ、他の同種工事に比べ本工事の材料単価が厳しい単価で設定されており、市の設計が非常に厳しかったためと考えております。</p>
<p>設計について(1) 設計時に採用する単価は、工事担当課毎に違うのか。</p>	<p>設計業務は、民間の設計事務所に委託しており、当該委託業者が設計単価を決め、積算を行うこととなります。 委託業者から納品された設計書を市で確認し、当該設計内容で工事の施工が可能と判断すれば、委託業者からの設計内容をそのまま採用しているというのが実態です。</p>
<p>設計について(2) 設計は、必ずしも市の内部で全て行っているわけではないのか。</p>	<p>本部署では、専門知識を有した職員がいないことから、設計業務等を民間の設計事務所に外注を行っております。</p>
<p>設計業務の委託先について(1) 設計業務は、市内の設計事務所へ委託されているのか。</p>	<p>競争入札の方法により設計業務の委託先を決定しており、市内の設計事務所へ委託しております。</p>

<p>そうであれば、地域の実勢価格を踏まえた設計になっているのではないのか。</p>	<p>設計内容についても、地域の実勢価格を踏まえた設計になっているものと理解しております。</p>
<p>予定価格について 設計事務所から提出のあった、設計書と図面に対応する設計金額と予定価格は市で決定しているのか。</p>	<p>設計金額については、設計事務所から挙げてきた金額を採用しております。 設計事務所から挙げてきた設計金額を基に、市の入札を執行する部署(入札契約課)で予定価格の設定手続きを行っております。 工事担当課としては、設計事務所から挙げてきた設計書や図面等の確認を行っておりますが、専門知識を有した職員がいないため、設計の概要、市の意図が設計に反映されているか程度の確認にとどまり、実際には、設計事務所から挙げてきた内容を、そのまま入札契約課へ回しているというのが実態です。</p>
<p>チェック体制について(1) 設計事務所から市の工事担当課に成果物の提出があった段階で、設計書の単価が厳しいのでもう少し単価を上げようとかいう判断をすることもあるのか。</p>	<p>そこまでの確認ができないのが実情です。 専門知識を有した職員が工事担当課に居れば、そのような確認も可能と思われそうですが、本部署については、年間の工事の発注件数が多くないため、そういったことに慣れた職員が居らず、設計事務所から成果物が挙げてくれば、どうしてもそれが正しいものと理解して、そのまま工事を進めているというのが実態です。</p>
<p>設計業務の委託先について(2) 本工事の発注時期と同時期に、同種工事と思われる便所の改修工事が発注されているが、当該便所改修工事の設計は、全て同じ設計事務所が行ったのか。</p>	<p>本工事の設計業務だけが別業者に委託しており、他の便所改修工事の設計業務は、全て同一の業者が行っております。</p>
<p>チェック体制について(2) 設計事務所から挙げてきた設計金額に基づいて、市の入札契約課で予定価格の設定手続きを行うという説明であったが、その際に入札契約課で設計事務所から挙げてきた設</p>	<p>設計書の内容のチェックまではできておりません。 入札を行う場合、工事担当課から設計書等の入札に必要な書類を付けて、入札契約課に入札依頼が行われますが、入札依頼時に工事担当課から提出される設計書等は、工事担当課においてしっかりチェックが行われ、完全なもので提出されているという前提で入札を行いますので、入札契約課で設計書における</p>

<p>計金額の内容についてチェックを行っているのか。</p> <p>例えば、材料費の単価等のチェックを入札契約課でできないのか。</p>	<p>材料費の単価等のチェックを行うことはありません。</p>
<p>チェック体制について(3)</p> <p>工事の発注件数が少ない部署では、設計事務所から挙がってきた設計書の評価がなかなか難しいということであった。</p> <p>入札が不落になると、市の事務負担もかなり大きく、それまでの労力も無駄になると思われる。</p> <p>市としては、適正な予定価格とするために入札契約課でチェックするほうが良いと考えているのか。それとも、チェックを行うよりも入札が不落になることを覚悟の上で入札をした方が良いと考えているのか。</p>	<p>工事担当課からの設計内容を入札契約課でチェックすることは、現在の入札契約課の人員配置等の体制上、困難であると考えます。</p> <p>やはり工事担当課でしっかりとチェックを行った上で、入札契約課に入札依頼を行うという形を求めざるを得ないものと考えます。</p>
<p>設計業務の委託先について(3)</p> <p>今後の業務の参考にしてもらうという形で、設計業務を行った設計事務所には、本案件の入札が不落になったという情報がきちんとフィードバックされているのか。</p>	<p>伝えさせていただいております。</p>
<p>辞退理由について</p> <p>本工事と同時期に発注されている同種の便所改修工事の入札において、入札を辞退されているところが、それぞれの入札毎に1、2社程度あるが、辞退理由はどのような理由によるものか。</p>	<p>ほとんどが現場に配置する技術者がいないという理由によるものです。</p> <p>これは、昨年度は、例年と比べて非常に多くの建築工事が発注されたことが関係しているのではないかと考えております。</p>

6 京丹後市立久美浜病院発熱外来建物工事・・・随意契約

意見・質問	回答等
<p>見積業者について(1)</p> <p>契約の相手方を決定する際に、複数の業者に見積依頼等を行ったのか。</p> <p>それとも最初から契約の相手方となった1社に決めていたのか。</p>	<p>最初から業者を決めていたということはなく、複数の業者に見積依頼を行い、その中で一番安かった業者と契約しております。</p>
<p>随意契約の理由について</p> <p>本案件については、「緊急の必要による」という理由で随意契約がされているが、この「緊急の必要による」という判断はどのように決まってくるのか。</p>	<p>新型インフルエンザは昨年4月に世界で初めて感染例が、日本でも5月に感染例が確認され、この際には、応急的にテントで発熱外来を設けて対応し、5月中に一旦収束しましたが、秋口から再び新型インフルエンザの流行が本格化し、特に季節性のインフルエンザが例年であれば11月頃から2月、3月頃まで流行のピークに達してくるということで、全国的にこの時期が特に注意が必要と言われる中で、11月中に建物を完成させ、12月からの診療に間に合わせる必要がありました。</p> <p>発熱外来施設の設置に関しては、国の補助金の話が6月頃にあったことから、当病院でも当該補助金を使って、発熱外来施設を設置する予定をしていましたが、なかなか具体的な補助金申請の内容が決まらなかった関係で、工事の発注が可能となった時期には、既に競争入札に付しては12月からの診療に間に合わないという状況でしたので、「緊急の必要による」として随意契約の方法により契約を行ったものです。</p>
<p>発熱外来施設について</p> <p>今も発熱外来で、本工事により建設した施設を使っているのか。</p>	<p>使用しており、今後も使用していくこととなります。</p>
<p>落札率について</p> <p>「緊急の必要による」という理由で随意契約を行っている案件が他にもある中で、本案件はその中でも特に落札率が低くなっているが、どのような要因によるものと分析しているのか。</p>	<p>本工事は、ユニットの建物(いわゆるプレハブ)になりますが、採用業者は当該建物に専門業者であったことから、金額を安く抑えられたのではないかと考えております。</p> <p>プレハブの発熱外来施設は、新型インフルエンザの関係で、同時期に全国的にも多くの発注があったものと思われ、そのため、大量の資材を発注する等の要因で、安い金額での施設の設置が可能であったのではないかと考えられます。</p>
<p>見積金額について(1)</p>	

<p>採用業者以外の全ての見積業者が予定価格をオーバーしているが、こういった要因でこのような結果になったのか。</p>	<p>本工事は、専門業者 1 社と地元の建築業者 11 社に見積依頼を行っていますが、昨年度は建築工事が非常に多く発注された関係で、地元の建築業者は手持ち工事が一杯の状況であったため、工期が短く、利益の出にくい本工事を敬遠されたのではないかと考えています。</p> <p>また、建設対象となる施設がプレハブであったということも関係しているかもしれません。</p>
<p>予定価格について 本工事の予定価格の設定も、外部業者に委託を行っていたのか。</p>	<p>本工事の設計業務については、民間の設計事務所に委託しており、当該設計事務所から挙がってきた設計金額に基づき、市のほうで予定価格を設定しております。</p>
<p>見積金額について(2) 民間の設計事務所が設計を行っているに於いては、予定価格をオーバーしている業者が多いという感じがするが。</p>	<p>採用業者である専門業者以外は、全業者予定価格をオーバーしているという結果ですので、地元の建築業者にとってはあまり魅力のない工事であったものと思われます。</p>
<p>見積業者について(2) 見積業者の選定の際に、今回採用されている専門業者以外の専門業者への声掛け等を行わなかったのか。</p>	<p>他の専門業者も存在しますが、採用業者となった専門業者は、積極的に営業活動をされていたことから見積業者として選定したものです。</p>

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

意見・質問	回 答 等
(特になし)	